**参　考**　　　　　－　介護サービス情報の公表制度関係　－

　　　　　 　　　　　　　　　（実地指導における確認点等）

介護サービス情報の公表制度とは，介護保険法に基づき平成１８年４月から開始された制度で，介護保険の基本理念の一つである「利用者による選択」を保証するため，利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報について都道府県が提供する仕組みです。

この「介護サービス情報公表システム」により，インターネットでいつでも誰でも情報を入手できるようになることから，実地指導の際にも，サービスの質の向上等に資する取組の観点から対応状況の確認をしております。

**〇　制度の根拠，趣旨等**

**■根拠法令等**　介護保険法第１１５条の３５（介護サービス情報の報告及び公表）

　　　　　　　　　　　→事業者に対して，「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する

情報であって，介護サービスを利用し又は利用しようとする要介護者等が適切かつ

円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要

なもの）の公表の義務付け

（原則として，前年において介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える

事業者，新たに介護サービスの提供を開始する事業者 等が対象）

**■制度趣旨等**　介護保険制度は，「利用者本位」による利用者のニーズにあった，より適切な

事業者選択を通じたサービスの質の向上

⇒介護保険制度は，介護サービスを利用しようとする者（利用者）が，自ら介護サー

ビス事業者を選択し，利用者と事業者とが契約し，サービスを利用・提供する制度

→利用者が，利用しようとする介護サービス情報の入手において困難な場合（適切な

サービスを利用できない場合），心身の機能が低下するおそれ等が考えられること

から，利用者に対して，事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が必要

　　　　　　　　　　→事業者においては，自らが提供する介護サービスの内容や運営状況に関して，利用

者による適切な評価が行われ，より良い事業者が適切に選択されることが望まれる

ことから，各事業者の情報を公平に提供する環境整備が必要